

裁判所施設の耐震診断結果等の公表について（平成29年6月）

裁判所においては、平成21年度までに裁判所施設の特定建築物（※1）について耐震診断等を実施し、その耐震性能の現況と今後の耐震化の目標について平成22年7月に公表しました。

また、平成23年度までに特定建築物以外の庁舎の耐震診断が終了し、その結果をリストに追記したものを平成24年8月に公表しました。

平成26年度には、上記以外2棟の耐震診断を実施し、平成27年6月に公表しました。（※2）

さらに、平成28年6月には、これまで公表の対象としてきた施設について、解体されたものや、新たに建築されたものがあつたことを受けて、対象を592棟とした上で、耐震化の状況を公表しました。

今般、その後の耐震化の状況を取りまとめましたので、公表します。

（※1）特定建築物 階数3以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上の建物を言う。

（※2）対象となる裁判所施設は、熊本地方裁判所保存庁舎（煉瓦造）、大津地家裁彦根支部長屋門（木造）であり、一般的な鉄筋コンクリート造等の建物とは、診断の評価指標が異なる。

1. 公表の対象

従前の公表内容に加え、昨年度中に解体されたものや、新たに建築されたものを整理し、裁判所施設593棟、約182万㎡（平成29年4月1日時点）の耐震化の進捗状況を公表します。

2. 公表の概要

平成29年4月1日時点において、裁判所施設593棟のうち耐震安全性の基準を満足する施設は548棟（約92%）であり、満足しない施設は45棟（約8%）でした。

また、予算措置済の施設を加えた耐震化率（耐震安全性の基準を満足する施設の割合）は、棟数の割合で約97%となっています（この割合は平成30年度以降に工事が完成する棟も含まれています）。

3. 耐震化の目標

平成27年度末を目途に裁判所施設の耐震化率を少なくとも90%とするように努めてきましたが、平成28年4月1日時点において、目標を達成しています。

裁判所では、今後も庁舎建替えや改修工事によって耐震対策を進めていきます。

4. 耐震性の評価方法と安全性

耐震診断の方法は、原則として「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいています。評価値1.0未満は、震度6強から震度7程度の大規模地震に対する耐震安全性の水準を満足していないという評価になります（「大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価」参照）。

なお、今回の公表対象のうち、評価値が1.0未満のものは、すべて現行の建築基準法に基づく新耐震設計法の施行以前（昭和55年以前）のものです。これらの施設についても、中規模地震で損傷しないことについて建設当時の設計において検証されており、震度5強程度の中規模地震に対し損傷しないことが確認されています。

評価	施設の評価値	耐震安全性の評価	備考
a	評価値 < 0.5	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	いずれも 中規模地震で 損傷しないこと を設計において 確認している。
b	0.5 ≤ 評価値 < 1.0	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	
c	I類 1.0 ≤ 評価値 < 1.5 II類 1.0 ≤ 評価値 < 1.25	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い、要求される機能が確保できないおそれがある。	
d	I類 1.5 ≤ 評価値 II類 1.25 ≤ 評価値 III類 1.0 ≤ 評価値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I類及びII類の施設では要求される機能が確保できる。	

※ 耐震安全性の評価における地震とは、震度6強～震度7程度の大規模地震のことをいう。
 ここでの評価は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいて評価したものであり、地震動の特性、地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なる。

5. 裁判所施設の耐震性の状況

		評価 ※1				計
		旧耐震基準			新耐震基準	
		a	b	d	d	
特定建築物	棟数	7	3	106	154	270
	面積(m ²)	117,568	19,736	396,444	1,039,288	1,573,036
	棟数の割合(%)	2.6%	1.1%	96.3%		
	面積の割合(%)	7.5%	1.3%	91.3%		
特定建築物 以外の庁舎	棟数	9	26	131	157	323
	面積(m ²)	8,257	23,766	105,813	107,475	245,311
	棟数の割合(%)	2.8%	8.0%	89.2%		
	面積の割合(%)	3.4%	9.7%	86.9%		
全庁舎	棟数	16	29	237	311	593
	面積(m ²)	125,825	43,502	502,257	1,146,763	1,818,347
	棟数の割合(%)	2.7%	4.9%	92.4%		
	面積の割合(%)	6.9%	2.4%	90.7%		
全庁舎 (予算措置済み みを反映)	棟数	4	15	254	※2 320	593
	面積(m ²)	3,404	13,487	625,991	1,209,041	1,851,923
	棟数の割合(%)	0.7%	2.5%	96.8%		
	面積の割合(%)	0.2%	0.7%	99.1%		

※ 四捨五入により、端数において割合が合致しない場合がある。
 ※ 上記データはSRC造、S造、RC造庁舎であり、これ以外の木造および煉瓦造の2棟は含まない。
 ※ 「特定建築物」とは、3階建以上かつ延べ面積1,000㎡以上の庁舎を指す。
 ※1 「新耐震基準」とは、建築基準法に基づく新耐震設計法(昭和56年)により設計された棟を指す。
 ※2 予算措置済については、完成した後の棟数を計上している。

6. その他

平成26年度に実施した裁判所施設の耐震診断結果は以下のとおりです。

- ・ 熊本地方裁判所保存庁舎 煉瓦造を壁式鉄筋コンクリートで補強した庁舎であり、補強部の評価値は耐震性能を満足している。ただし、大規模地震の際には、老朽化した煉瓦部が一部剥落する可能性がある。

- ・ 大津地家裁彦根支部長屋門 木造の庁舎であり、指標となる層間変形角を診断した結果、基準値を超える数値であり、耐震性能が不足している。また、地震の揺れを建物全体に伝えるための水平剛性についても不足しており、大規模地震の際には倒壊し、又は崩壊する可能性がある。

※耐震性能評価は、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」および「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」に準拠し、等価線形化法の限界耐力計算法「伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアル－限界耐力計算による耐震設計・耐震補強設計法－（木造軸組構法建物の耐震設計マニュアル編集委員会編）」を採用した。

耐震性能の目標を「安全確保水準」と設定し、本建物の耐震要素の変形能力は層間変形角1/15以上まで保持できる伝統構法によるものであることから、建築基準法施行令第82条の5の「限界耐力計算」において安全限界とされる地震力（極めて稀に発生する地震動：震度6強程度）に対して層間変形角を1/15以下と設定した。